

神奈川県吹奏楽連盟主催事業における非常時の対応について

危機的イベントが発生した場合以下の各項に基づき、理事会を開催しその決定に従い対応する。ただし、緊急時においては現場の判断を最優先し、事後において理事会に報告するものとする。

1 自然災害等による事故発生時

(1) 主催事業開催前に主催会場並びに周辺地区が自然災害により使用できなくなった場合

- ア 事故発生時に臨時理事会を開催し、対応を協議する。
- イ 全出演団体の安全確保を最優先した上、開催が可能な措置を考える。

(2) 主催事業開催中に自然災害等が発生し、事業の続行が不可能になった場合。

- ア 大会本部で対応を協議する。
- イ 大会本部には常時、理事長、副理事長、事務局長、実行委員長のいずれかが待機するようにし、互いの連絡が取れるようその手段を事前に確認しておく。

(3) コンクール・コンテストにおいて演奏中に地震等が発生し演奏が中断した場合

- ア 大会本部で対応を協議する。その際、出演者ならびに会場内の人員の安全確保を最優先とし、会館職員の指示に従い、人員の誘導等に協力するものとする。なお、発生した自然災害が軽微で事業の続行が可能と本部が判断した場合は、可能な限り時間を延長して事業を続行する。
- イ 大会本部には常時、理事長、副理事長、事務局長、実行委員長のいずれかが待機するようにし、互いの連絡が取れるようその手段を事前に確認しておく。
- ウ 中断した団体の演奏は該当部門の最後に再演奏を行うことを基本とする。

※大会本部は緊急地震速報を受信できるようにし、緊急地震速報が発令された場合は本部責任者の指示により、速やかに演奏中止の指示を出すこととする。

(4) 事業が中止になった場合の、大会参加負担金、入場券等の扱い

- ア 原則として返金等を行わない。

(5) 中止または延期の通達

- ア 事業開催日から8日以前にあっては、決定事項を参加予定団体へ文書で通知するとともに、神奈川県吹奏楽連盟のホームページにて公表する。
- イ 事業開催日から7日以内であれば、決定事項を参加予定団体へFAXで通知するとともに、神奈川県吹奏楽連盟のホームページにて公表する。

東日本大震災の影響を踏まえ、当連盟といたしましても十分な危機管理体制で実施できるよう全力で努めたいと思います。各団体におけるご理解ご協力をよろしくお願いいたします。